

東京拘置所
所長 福岡 久 殿

東京弁護士会
会長 山 本 剛 嗣

人権侵害救済申立事件について(警告)

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記の通り警告致します。

記

第一 警告の趣旨

A氏(以下「申立人」といいます。)が2007(平成19)年1月15日、貴所に対し、雑誌「バディ」2007(平成19)年2月号につきその舎下げ願を提出したのに対し、貴所が申立人に対して同雑誌の閲覧を禁止した行為は、憲法上保障されている申立人の図書・雑誌の閲覧の自由を侵害するものですので、今後二度とこのような人権侵害行為に及ぶことのないよう警告致します。

第二 警告の理由

一 認定した事実

- 1 申立人は、同月15日、貴所に対し、自弁で購入した複数の図書・雑誌の舎下げ願を提出した。
- 2 貴所は、同月23日、申立人が舎下げを求めた図書・雑誌のうち、「バディ」2007(平成19)年2月号(以下「本件雑誌」といいます。)について、同雑誌の閲覧を許可することにより施設の規律秩序維持を害する結果を生じるおそれがあると認め、閲覧を不許可とし、舎下げを認めなかった。
その余の図書・雑誌は閲覧を許可された。
なお、閲覧を許可された雑誌には、一見して明らかに成人異性愛者向けである雑誌も含まれている。
- 3 申立人は同年3月7日、相手方に対し、本件雑誌の閲覧が不許可となった理由を詳細に知りたいとして教示願を提出した。
これに対し相手方統括矯正処遇官(教育担当)は同月14日、申立人に対し、「同雑誌には規律上問題となる露骨な描写があったことなどにより閲覧を禁止した」旨回答した。

二 人権侵害と判断した理由

1 図書への読書の自由について

およそ人が、自由に、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、その者が個人として自己の思想及び人格を形成・発展させ、社会生活の中にこれを反映させていくうえにおいて欠くことのできないものであり、また、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも、必要なところである。

したがって、これらの意見、知識、情報の伝達の媒体である新聞紙、図書等の読書の自由は、憲法19条、同21条、及び同13条によって保障されるというべきであり、最大判1983(昭和58)年6月22日(民集37巻5号793頁)も、図書等の読書の自由が憲法上保障されるべきことは、

「思想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法一九条の規定や、表現の自由を保障した憲法二一条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるところであり、また、すべて国民は個人として尊重される旨を定めた憲法一三条の規定の趣旨に沿うゆえんでもある」

と判示している。

よって、申立人が本件雑誌を閲読することもかかる読書の自由に属するものとして憲法上保障され得る。

1957(昭和32)年に採択された被拘禁者処遇最低基準規則第39条が、
「被拘禁者は、新聞、定期刊行物もしくは施設の特別刊行物を閲読し、ラジオ放送を聴取し、講演を聴き、または当局が許可もしくは監督するその他の類似の手段によって、比較的重要なニュースを定期的に知らされなければならない。」

としているのも、かかる読書の自由の一側面につきその重要性に鑑みてその保障を図っているものと解される。

2 図書への読書の自由の限界

しかしかかる図書への読書の自由も、拘禁目的等の観点からの制約を受ける余地があるものといわざるを得ず、被告人の地位にある者の場合には、逃亡及び罪証隠滅の防止という勾留の目的の達成のため、並びに、刑事施設内の規律及び秩序の維持のために一定の制約は免れないといわなければならない。

とはいえ、未決勾留は、刑事司法上の目的のために必要やむを得ない措置として一定の範囲で個人の自由を拘束するものであり、他方、これにより拘禁される者は、当該拘禁関係に伴う制約の範囲外においては原則として一般市民としての自由を保障されるべき者であるから、刑事施設内の規律及び秩序の維持のためにこれら被拘禁者の図書等の読書の自由が制限され得るとしても、それは、右の目的を達するために真に必要と認められる限度に止められなければならない。

したがって、未決拘禁者に対する図書への読書の制限が許されるためには、当該読書を許すことにより右の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、被拘禁者の性向、行状、刑事施設内の管理、保安の状況、当

該図書等の内容その他の具体的事情のもとにおいて、その閲読を許すことにより刑事施設内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、その制限の程度は、かかる障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲に止められなければならない。

以上は前記最大判もその基準とするところである。

3 本件へのあてはめ

(一) 被拘禁者の性向、行状

本件の申立人は、いわゆる男性同性愛者であることを自認しており、かかる観点からすれば、申立人が男性同性愛者用の成人向け雑誌を閲読することは、異性愛者が同雑誌を閲読する場合よりもその雑誌から強い性的刺激を受けるであろうことは想像に難くない。

しかし、そのように強い性的刺激を受ける可能性があるからといって、それが外部への行為に発現するかは別問題であり、その間には相当の径庭があるといわなければならない。

調査の結果をふまえても、申立人に関し、他の被収容者よりもその行動制御能力において問題がある等の事情は認められない上、申立人は、以前に収容されていた横浜拘置支所において「ボディ」を閲読したが、それによって特段の問題が生じたことは認められない。

とすると、申立人の性向からすると本件雑誌の閲読には他の被収容者に比して一定の注意を要するとはいえ、申立人の行状に照らせば、本件雑誌を申立人に閲読させることにより刑事施設内の規律や秩序を危殆にさらす危険性があったとは認め難い。

(二) 刑事施設内の管理、保安の状況

調査によれば、申立人は本件処分当時、単独室に単独で収容されていたことが認められる。

とすれば本件の場合、申立人が房においてたとえば他の被収容者に対してわいせつその他の行為に及ぶ危険性は存在しない。

貴所が回答書で述べている「不測の事態」とは、他の被収容者に対するかかる事態を指していると思われるが、そのような事態が発生する危険性はないといえる。

とすると、刑事施設内の管理、保安の状況に照らしても、本件雑誌を申立人に閲読させることにより刑事施設内の規律や秩序を危殆にさらす危険性があったとは認められない。

(三) 本件雑誌の内容

本件雑誌は、男性の裸体等が掲載されている雑誌であり、同性愛者向けであるという点に特徴があるとはいえ、ごくありふれた成人用雑誌であるとの評価が妥当する。

たとえば、逃走や暴動等を具体的に指示、指揮する文書であれば格別、そのようなものではなく、単に抽象的に読者の性的興味に訴える書籍に過ぎない場合、たとえその性的刺激が強いものであったとしても、刑事施設の規律及び秩序が危殆に瀕するとは認め難い。少なくとも、刑事施設内の規律や秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があるとは到底いえない。

(四) その他の事情

その他の事情として、申立人が本件雑誌の舎下げを受けた後、他の被収容者が本件雑誌を読むことによって他の被収容者につき、貴所のいう「不測の事態」が生ずるとい危険性について検討するに、申立人は単独室に収容されている以上、他の被収容者が本件雑誌に接する機会もなく、よってかかる危険性も存在しない。

(五) 衡量の結論

以上、申立人の性向、行状、刑事施設内の管理、保安の状況、本件雑誌の内容その他の事情をふまえても、申立人に対して本件雑誌の閲読を許すことにより、相手方拘置所内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があるとは到底認められない。

したがって、申立人に対して本件雑誌の閲読を不許可とした相手方の本件処分は、申立人の享有する図書閲読の自由に対する過度の制約であり、申立人の同自由を侵害するということができる。

三 処理意見

以上の通り、貴所が申立人に対してなした本件雑誌の閲読不許可処分は申立人の図書閲読の自由を侵害するものである。

よって、頭書の通り警告する。

以 上